

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ☒

山口県の最低賃金

山口県最低賃金

必ずチェック



令和7年10月16日から

時間額 **1,043 円**

山口県最低賃金は、山口県内で働くすべての労働者に適用されます。（常用、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や名称は関係ありません。）

山口県特定最低賃金

鉄鋼業・非鉄金属製錬・精製業
非鉄金属・同合金圧延業
非鉄金属素形材製造業

令和7年12月15日から

⇒ 時間額 **1,180 円**

輸送用機械器具製造業

⇒ 時間額 **1,141 円**

電子部品・デバイス・電子回路
電気機械器具
情報通信機械器具製造業
（令和6年12月15日発効 1,032円）

令和7年10月16日から

時間額 **1,043 円**

百貨店、総合スーパーマーケット
（令和6年12月15日発効 1,000円）

■上記2業種については、令和7年度に改正がありませんでしたので、最低賃金法第6条第1項により、令和7年10月16日から山口県最低賃金が適用されています。

○次の手当等は最低賃金に算入しません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ③臨時に支払われる賃金

②時間外、休日及び深夜労働の割増賃金

④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは、山口労働局賃金室(083-995-0372)又は最寄りの労働基準監督署

- 下関労働基準監督署 TEL 083-266-5476
- 宇部労働基準監督署 TEL 0836-31-4500
- 徳山労働基準監督署 TEL 0834-21-1788
- 下松労働基準監督署 TEL 0833-41-1780

- 岩国労働基準監督署 TEL 0827-24-1133
- 山口労働基準監督署 TEL 083-922-1238
- 萩労働基準監督署 TEL 0838-22-0750

山口県特定最低賃金 適用除外業種、適用除外者及び適用除外業務

特定最低賃金	適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち 非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	○自動車用ワイヤーハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業 (ただし、心電計製造業は同左の特定最低賃金の適用があります。)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
輸送用機械器具製造業	○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業(ただし、自転車・同部分品製造業は同左の特定最低賃金の適用があります。)	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかきめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパーマーケット		○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

最低賃金額との比較方法

- 時間給 時間給 $\geq$ 最低賃金額
- 日給 $\frac{\text{日給}}{\text{1日の所定労働時間数}}$ $\geq$ 最低賃金額
- 月給 $\frac{\text{月給}}{\text{1か月の平均所定労働時間数}}$ $\geq$ 最低賃金額

1か月の平均所定労働時間数とは

$$\frac{(365(366) \text{ 日} - \text{年間所定休日日数}) \times \text{1日所定労働時間}}{12 \text{ か月}}$$

※ 賃金が時間給や日給等で組み合わされている場合は、
それぞれを時間額に換算して合計した額 $\geq$ 最低賃金額

確かめよう！

